

第2回草津市議員報酬および特別職給料審議会 会議録

会 長	<p>それでは、ただいまより第2回目の草津市議員報酬および特別職給料審議会を開催いたします。</p> <p>前回の審議会では、議会の議員の報酬ならびに市長、副市長の給料の額について諮問を受け、事務局から資料の説明がなされました。</p> <p>その後、その内容について審議を行い、委員の皆さんからご意見を賜ったところでございます。</p> <p>本審議会としましては、議会の議員の報酬ならびに市長、副市長の給料の額について市長へ答申するという非常に重要な役割を担っていることから、慎重な審議を行い、意見をまとめることで一致し、本日、再度開催させていただいたところでございます。</p> <p>早速ではございますが、前回の審議会でのご質問等を踏まえまして、事務局より説明をお願いします。</p>
～次第に基づき資料の説明～	
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がございましたが、前回、委員の皆さんからは、引き上げる方向で審議するという意見であったと思いますが、今回の説明も踏まえて、どのような考え方でまとめるのか、みなさんのご意見を賜りたいと思います。ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>前回の意見等や草津市の財政状況を踏まえた中での改定案ということで、妥当な考えであると思います。</p>
委 員	<p>議員と市長の改定率が同じでいいのかという疑問はありますが、同じ土俵で考えるのは仕方のないものかと思えます。また、春闘の意見を取り上げていただいておりますが、サラリーマンの賃金は3%程度の引き上げがあったということですが、物価の上昇もある中ですが、零細企業は賃上げされておらず、実質そこまで引き上げがされていないため、春闘の3%ではなく、人事院勧告をベースとした給与改定を根拠にした方がいいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>委員より、議員と市長の改定率が同じでいいのか、というご意見が出ましたが、一律で改定する決まりはあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>決まりは特にありませんが、平成17年度に市長とは違った改定率を用いて、議員の改定率の方を大きく改正したときのように、議員の報酬額が類似団体との比較で10万円以上の差がひらいているなど、違う率で改定する特殊事情等があるのであれば、違う率を用いた改定でもよいかと考えますが、基本、そういったことがなければ一律の改定率により改定するものと考えております。</p>
委 員	<p>特に高い、低いとは思わないので、提示いただいている改定額でいいと思えます。</p>
委 員	<p>類似団体と比較して、大きく高すぎる、低すぎるというのがあればもう少し見直した方がいいと思いますが、大きく離れている感覚はないので、相当な額だと思います。</p>
委 員	<p>基本、引き上げることで問題ないと思いますが、議員が他の職と比べると低いと感じ、前回の資料も見ていると、近畿圏内でも10万円以上差がひらいているところもあります。議員だけ、2.14%を使用してもいいのではないかと感じます。また、年収で考えると、市の部長級はもう少しもらっていると思うので、改定率の一律反映については、考慮してもいいのではないかと思います。</p>

会 長	改定率が一律でいいのかというご意見で、考え方として、市長等の特別職と議員等の特別職を分けて考えるというのも一つの案としてお示しをいただきました。また、近畿圏内と比べて、大きく差があるというご意見もありましたが、県内ではいかがでしょうか。
事 務 局	前回の資料3の2ページをご覧ください。県内では、すべての職におきまして、大津市に次ぐ2番目に高い報酬額となっております。また、県内の議員報酬の多くは、30万円代となっており、大津市は突出して報酬額が高いものの、県内では高いところに位置しています。
会 長	大まかな方向としまして、基本的に、改定率0.97%は妥当であるというご意見をいただいておりますので、まず、市長および副市長の改定率および改定額について、妥当かどうかなどご意見ございますか。
委 員	特別職の期末手当についても、一般職の人事院勧告に準じて改正していると思うので、改定案のとおりで妥当かと思えます。
会 長	期末手当の話が出ましたが、報酬額を改定するにあたって、期末手当や退職手当など、影響はあるのでしょうか。
事 務 局	期末手当については、議長・副議長が約2万円、議員が約1万6千円、市長が約3万6千円、副市長が約3万2千円の増の影響でございます。また、退職手当についてですが、議員については支給がございませんが、市長が約17万7千円、副市長が約11万9千円の増の影響が出るものでございます。
会 長	ありがとうございます。それでは、市長および副市長の改定率については、特に反対のご意見がございましたので、0.97%が妥当であるという結論に至りました。続きまして、議員の報酬額について、妥当かどうかなどご意見ございますか。
委 員	先ほどの委員のご意見もそのとおりだと思います。ただ、県内の比較であれば、草津市は高い方であるとも思います。
会 長	議員が低いというのは何かあるのでしょうか。
事 務 局	前回の資料5の13ページをご覧ください。報酬等月額の内訳を比較させていただきます。市長を100とした場合の本市の他の職の割合としましては、副市長が84.1、議長が60.3、副議長が53.1、議員が47.8であり、類似団体平均と比べまして、大きく乖離しているものではありませんので、おおよそ妥当だと思います。
委 員	県内でいくと、大津市が突出していますが、そこまでは上げなくていいのではないのでしょうか。
委 員	市長と副市長、議会の議員では、常勤、非常勤の違いもあり、また職責も違うことから、差があったとしても妥当だと思います。また、大阪府の自治体における議員の団体内対比については、高くなっていますが、これは衛星都市であることに起因して高くなっているものと推測されることから、議員においても、0.97%が妥当であると思います。
委 員	今回は、一律0.97%の改正でいいと思いますが、最終、千円単位の端数処理をしている関係により、将来的に報酬額の乖離が広がれば、どこかで議員の改定率だけ変えることも考えていかなければならないのではないかと思います。

委 員	委員と事務局の説明を聞いておりますと、市長と議員の額について納得できましたので、今回の改正については、0.97%が妥当だと思います。
会 長	ありがとうございます。それでは、本審議会としては、議員の報酬ならびに特別職の給料につきましては、一律0.97%引き上げることに決定いたします。これまでの審議いただきました内容に基づき、事務局で準備いただきます間、休憩としたいと思います。
～休憩～	
会 長	それでは、資料が整ったようですので、事務局で作成いただきました答申書案をもとに、ご意見を賜りたいと思います。それでは事務局から、資料の説明をお願いします。
～資料の説明～	
会 長	ただいま、事務局より答申書案の説明がございましたが、答申書案の内容について、みなさんのご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。
委 員	0.97%の引き上げと記載しておりますが、職ごとの実際の改定率は端数処理があり異なるので、外部の人にも分かりやすいように、平均0.97%と記載をした方がいいのではないのでしょうか。
事 務 局	記載方法については、検討します。
会 長	答申書にかかるご意見は今この場でなくてもよいのでしょうか。
事 務 局	1週間程度の期間を設けますので、前回の資料も再度ご確認いただき、ご意見があれば事務局までご連絡ください。また、委員の皆さんのご意見を踏まえた答申書案が作成できましたら、最終ご確認いただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。
会 長	ありがとうございます。それでは、これをもちまして、草津市議員報酬および特別職給料審議会を終結することといたします。長期間にわたる熱心なご審議を賜りありがとうございました。
～閉会のあいさつ～	